

保育所等利用調整基準の改正について

1. 現 状

利用調整基準は、子ども・子育て支援新制度実施に合わせ、平成 27 年 4 月入所より、客観性と透明性をより高めるために点数制を導入している。

現在の基準は、旧基準や国通知における優先利用の取り扱いを踏まえた上で市民意見募集（パブリックコメント）を行い、適宜見直しを行っている。

令和 5 年 4 月入所申込からの改正では、リモートワークなど多様な働き方が広まっていることから、「居宅外就労」と「居宅内就労」の区別をなくし、「就労」で統一する改正を行った。

2. 課 題

就労状況に係る「調整点数」に関して、現在「雇用主が保護者の配偶者もしくは保護者の三親等以内の親族の場合（給与等で就労実態が確認できる場合を除く）」は△10 点となっており、就労実態が確認できた場合はそのままの点数となり、確認できない場合は 10 点を減点している。

しかしながら、昨今は雇用を取り巻く環境が大きく変化しているため、三親等以内の親族雇用の項目があることは、親族雇用以外の保護者とのバランスから言っても、調整が必要になっている。

3. 方 針

令和 6 年 4 月入所より、親族雇用と親族雇用以外の保護者とのバランスを考慮するとともに、全保護者の就労実態を適切に確認する基準となるように、下記のとおり利用調整基準を見直す。

- ・「調整点数」中の「雇用主が保護者の配偶者もしくは保護者の三親等以内の親族の場合（給与等で就労実態が確認できる場合を除く）△10 点」という項目を削除し、全保護者を同一に扱う。
- ・全保護者の就労実態については、勤務証明書・就労状況申告書・タイムスケジュール等で、契約時間と直近の就労状況を確認する。
- ・「基本点数」中の「①就労」について、就労実態が確認できた場合はそのままの点数とし、確認できない場合は「就労」の最下位 60 点とする。

4. スケジュール

	内 容
6 月～7 月	「保育所等利用調整基準」の改正案の作成及び市民意見募集
7 月～8 月	市民意見を踏まえた利用調整基準の改正
9 月	市民に対し、令和 6 年 4 月入所の案内時に周知

5. 点数表（就労） ※ 赤字が修正項目

(1) 調整点数

	内 容	点 数
就労状況	雇用主が保護者の配偶者もしくは保護者の三親等以内の親族の場合 (給与等で就労実態が確認できる場合を除く)	△10点

↓

削除

(2) 基本点数

	点数	保育できない理由・状況
①就 労	100	月 20 日以上かつ週 40 時間以上、又は週 5 日以上かつ日 8 時間以上働いている
	90	月 20 日以上かつ週 30 時間以上、又は週 5 日以上かつ日 6 時間以上働いている
	80	月 16 日以上かつ週 24 時間以上、又は週 4 日以上かつ日 6 時間以上働いている
	70	月 16 日以上かつ週 16 時間以上、又は週 4 日以上かつ日 4 時間以上働いている
	60	上記には該当しないが、月 64 時間以上働いている

↓

	点数	保育できない理由・状況
①就 労	100	月 20 日以上かつ週 40 時間以上、又は週 5 日以上かつ日 8 時間以上働いている
	90	月 20 日以上かつ週 30 時間以上、又は週 5 日以上かつ日 6 時間以上働いている
	80	月 16 日以上かつ週 24 時間以上、又は週 4 日以上かつ日 6 時間以上働いている
	70	月 16 日以上かつ週 16 時間以上、又は週 4 日以上かつ日 4 時間以上働いている
	60	上記には該当しないが、月 64 時間以上働いている 契約時間等は上記 70 点以上の項目に該当するが、就労実態が確認できない場合

※ 就労実態は原則、勤務証明書・就労状況申告書・タイムスケジュール等で確認しますが、給与明細・タイムカード等の提出を求める場合もあります。